

「あんぜんプロジェクト」参加規約

2011年6月30日制定

2011年11月1日一部改定

2014年2月28日一部改定

2016年2月23日一部改定

1.趣旨

働く人の安全を確保することは事業者の責務であり、企業において最優先に取り組んでいただきたいことです。安全への取組は働く人の安全と健康を守るだけでなく、生産性の向上が期待されるとともに、企業内の士気を高め、そこで働く人同士の信頼感の向上につながることを期待されます。このような労働環境であれば、働く人も働きがいを持って業務をこなし、個々の能力を向上させることもできます。また、ご家族も安心して働く人を会社に送り出せます。安全への取組は、いわば、企業の礎です。

このように、良い製品やサービスを消費者に提供することとそこで働く人の安全への取組は切り離せないものであり、消費者の皆様にとっても、両者はともに企業のマネジメントのレベルを示すものとして重要な指標であると考えています。

「あんぜんプロジェクト」に参加する企業は、このような理念のもと、労働災害のない日本を目指して、働く人の安全に一生懸命に取り組むものとしします。

2.参加資格

- (1) 働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる事業場・企業または企業グループ（以下、「事業場等」といいます。）であること。
- (2) 以下ア、イのいずれかを満たすこと
 - ア. 事業場等での安全活動の状況、労働災害の発生状況等（以下、「安全情報」といいます。）をホームページで公開していること（企業のCSR報告書の一部でもかまいません。）
 - イ. ホームページを開設していない又はホームページで安全情報を公開していない事業場等にあっては、申請書（様式第2号）を提出し、承認を得ていること。
- (3) 労働保険に加入していること。

3.参加申請

- (1) 「あんぜんプロジェクト」サイトから申請書（様式1号）をダウンロードの上、電子メールで「あんぜんプロジェクト」参加手続き申請窓口（以下、「窓口」といいます。）に提出し、承認を得ることで参加できます。
 - 2(2)アの条件を満たしていない場合、様式1号に加え、様式2号の提出も必要となります。
- (2) 申請書の記載等から「あんぜんプロジェクト」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加が承認されないこともあります。
- (3) 申請いただいた様式1号及び2号は参加申請に伴う確認及び窓口からの連絡以外

の用途に使用することはありません。

4.プロジェクトメンバーの公表

- (1) 「あんぜんプロジェクト」に参加された企業は、「あんぜんプロジェクト」メンバー（以下、「プロジェクトメンバー」といいます。）と呼びます。
- (2) プロジェクトメンバーは、当「あんぜんプロジェクト」サイトで企業名等を公表します。

5.是正要請

窓口は、プロジェクトメンバーまたはその関係者が、次のいずれかに該当する場合、プロジェクトメンバー等に対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

- (1) 活動報告の内容に虚偽の報告がある、またはその疑いがある場合
- (2) その他「あんぜんプロジェクト」の趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

6.参加の取りやめ等

プロジェクトメンバーは、窓口に対し、電子メールで届出をすることにより、いつでも参加を取りやめることができます。

7.参加資格の取消

窓口は、あんぜんプロジェクトメンバーが次のいずれかに該当する場合、参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 「あんぜんプロジェクト」の趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (3) 窓口による是正要請に従わない場合
- (4) その他、「あんぜんプロジェクト」の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

8.規約の改訂

本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

附 則

本規約は、平成 23 年 7 月 1 日から施行します。

平成 23 年 11 月 1 日付けで「2.参加資格」、「3.参加申請」の一部を改正しました。

平成 26 年 2 月 28 日付けで「5.活動期間」の一部を改正しました。

平成 28 年 2 月 23 日付けで「5.活動期間」を削り、「6.是正要請」以降を繰り上げました。